

みなと みた

2014 6
No.104

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2~6

平成 26 年度全国安全週間実施要綱(抜粋)~みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害~

労働保険の年度更新(労働保険料の申告・納付)について/平成 26 年「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い/6 月は「第 29 回男女雇用機会均等月間」です/平成 25 年申告事案の概要について—申告受理件数は、過去 10 年で最少—/次世代法に基づく行動計画策定説明会のご案内
東京労働局/三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 7~8

最近の雇用失業情勢/若者応援企業を宣言しませんか?/~平成 25 年度ハローワークにおける障害者の職業紹介状況について~障害者の就職件数、3 年連続で過去最高を更新!!

労働インフォメーション ● 9~10

平成 25 年の労働災害発生状況を公表(厚生労働省)/平成 26 年 6 月 1 日から改正「石綿障害予防規則」が施行されます/セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止コンサルタント養成講座・認定試験のご案内

コラム ● 11

いのち・シリーズ ⑥ 短編集「六月半ばの真昼どき」

協会だより ● 12~16

平成 26 年度「定期総会」開催される

役員名簿/平成 25 年度正味財産増減計算書(抄)/平成 26 年度収支予算書(抄)
新入会員のご紹介/平成 26 年度出張試験は 9 月 20 日(土)/講習会のご報告とご案内/第 73 回全国産業安全衛生大会のご案内/第 11 回 東京産業安全衛生大会~Safe Work Tokyo 2014~のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

平成26年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎えます。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により、労働災害は長期的には減少しています。しかし、死亡災害は平成21年から増減を繰り返しています。一方、休業4日以上死傷者数は平成22年からの3年連続の増加によりようやく歯止めがかかる見込みとなったものの、小幅な減少にとどまり、依然として厳しい状況にあります。

また、近年、トンネルの建設工事や大規模な化学プラントにおいて一度に複数の死亡者を出す重大な労働災害が繰り返し発生しているほか、産業構造の変化に伴い小売業、社会福祉施設等の第三次産業において労働災害が増加しています。

これらの背景には、労働災害が多発した時代を経験し、安全に関する知識や経験を豊富に有する世代の労働現場からの離脱の進行と災害が発生していないことによる安全に対する慣れや過信が広がっていること、重大な災害が少ない第三次産業において安全に対する意識が低いことなどがあると考えられます。

こうした状況を踏まえ、平成26年度の全国安全週間のスローガンについては、安全に関する経験やノウハウを産業の違いや世代を超えてつないでいくことの大切さを確認しつつ、それぞれの事業場において安全意識を高め、安全に対する慣れや過信を捨てて労働災害の防止に取り組むとともに、第三次産業を中心として事業者と労働者が一体となって取り組む日々の安全活動を推進し、労働災害の撲滅を目指す観点から、以下のとおりとします。

みんなでつなぎ ^{たか}高まる意識 ^{いしき}達成しよう ^{さいがい}ゼロ災害

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図りましょう。

(1) 期 間 平成26年7月1日から7月7日までとする。

なお、安全週間の実効を上げるため、平成26年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

(2) 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

(3) 実施者 各事業場

(4) 実施者の実施事項

安全を最優先する安全文化を醸成するため、各事業場では、安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- ① 経営トップによる安全への所信表明及び安全パトロール等の実施
- ② 今後の安全を考える職場の集いの開催による関係者の意思の統一及び安全意識の高揚等
- ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の標語、写真及び作文等の募集及び発表のほか、視聴覚教材等を活用した講演会等の開催及び作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
- ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等のほか、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ⑤ 労働者の家族への安全の文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑥ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑦ 「安全の日」等の設定
- ⑧ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

労働保険の年度更新(労働保険料の申告・納付)について

1. 労働保険の年度更新の時期について

年度更新は6月2日(月)から7月10日(木)までの期間です。

2. 保険率等の変更について

今年度は労災保険率・雇用保険率共に変更はありません。

ただし、一般拠出金率については平成26年4月1日から0.02 / 1000に引き下げられました。

注：一般拠出金とは石綿の健康被害者の救済費用に充てるため、原則すべての労災保険適用事業の事業主が負担するものです。一般拠出金の率は業種を問わず一律で、25年度までは0.05 / 1000です。石綿健康被害の救済に関する法律では、法が施行された平成19年から5年以内に必要な見直しを行うとしており議論が進められた結果、平成26年4月1日から0.02 / 1000に引き下げられました。したがって、25年度中に労働保険関係を廃止した場合の一般拠出金率は0.05 / 1000で計算します。

3. 申告書の提出及び労働保険料の納付について

申告書の提出及び労働保険料の納付は、なるべく最寄りの金融機関または電子申請・電子納付をご利用ください(金融機関で申告・納付される場合は、申告書と納付書を切り離さないでください)。

※労働保険の電子申請・電子納付

労働保険適用徴収関係の手続きはインターネットにより事業場や自宅のパソコンから行うことができます。

詳細は電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) へアクセス願います。

なお、6月25日(水)から7月10日(木)まで(土・日は除く)の午前9時から午後4時までの間、東京労働局の「申告書受理・相談コーナー」において電子申請体験コーナーを併設しております。

4. 相談コーナーについて

申告書受理・相談コーナーを下記により設置しますので、ご利用ください。

日 時：7月1日(火)～7月10日(木) 午前9時30分から午後4時まで(土・日は除く)

会 場：三田労働基準監督署 3階会議室

<お問い合わせ先> 三田労働基準監督署 労災課 03(3452)5472

平成26年「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い

毎年、厚生労働省が実施している国の統計法に基づく基幹調査である賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等ごとに明らかにすることを目的として行っており、その調査結果は、各企業、団体等における賃金管理をはじめとする労務管理等の貴重な資料として活用されております。

この調査は、「毎年7月1日から7月31日」までの期間に実施することとされており、調査対象となりました事業所には大変お手数をおかけすることになりますが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成25年以前の賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chingin_zenkoku.html) に掲載されています。

<お問い合わせ先> 賃金統計事務センター (H 26. 6. 2～26. 8. 29) 03(6408)5782
東京労働局労働基準部賃金課 03(3512)1614

6月は「第29回男女雇用機会均等月間」です

テーマ「踏みだそう ポジティブ・アクション！ ～男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～」

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女の均等な取扱いや女性が活躍する社会の実現を目指して、男女雇用機会均等法(以下「均等法」)や「ポジティブ・アクション」への社会一般の認識・理解を深める機会としています。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクションの一層の推進を図り、働き続けることを希望する労働者がスキルアップを図りながら、その能力を伸長・発揮できる環境整備を進めることが重要です。

また、均等法の省令・指針の改正などが行われ、今年7月1日から施行されることから、その内容を十分に周知する必要があります。

さらに、妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いに関する相談件数が依然として高い水準で推移しており、こうした不利益取扱いの禁止の徹底を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、29回目に当たる今年は、6月1日(日)～6月30日(月)の期間中、以下のような活動を行います。

【テーマ】 踏みだそう ポジティブ・アクション！ ～男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～

【取組】 1. 均等法及び改正省令・指針等の一層の周知徹底などのための広報活動の実施

2. 「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」の積極的実施

3. 妊娠・出産などを理由とする不利益取扱い禁止等の徹底のための事業主に対する指導の集中的実施

平成25年申告事案の概要について — 申告受理件数は、過去10年で最少 —

東京労働局は、管下18の労働基準監督署（支署）における平成25年の申告事案の概要について、以下のとおり取りまとめました。

<東京労働局における平成25年申告事案概要>

1 申告受理件数業場 5,051件（対前年比 ▲592件 ▲10.5%）
⇒過去の件数推移 【グラフ1】参照

平成25年の申告受理件数は、過去10年で最少の5,051件まで減少するも、5,000件を下回るには至らず、依然として労働基準法に定める最低労働基準の確保に問題が多く認められる。

2 申告事案の内容 賃金不払 4,210件（同 ▲533件 ▲11.2%）
解雇 830件（同 ▲93件 ▲10.1%）
⇒この2件で事案全体の90%を占める

<申告の内容例>

賃金不払：経営状況の悪化により定期賃金が支払われない、残業代が支払われない等

解雇：労働基準法上定められた手続き（解雇予告や解雇予告手当の支払）を経ずに解雇された

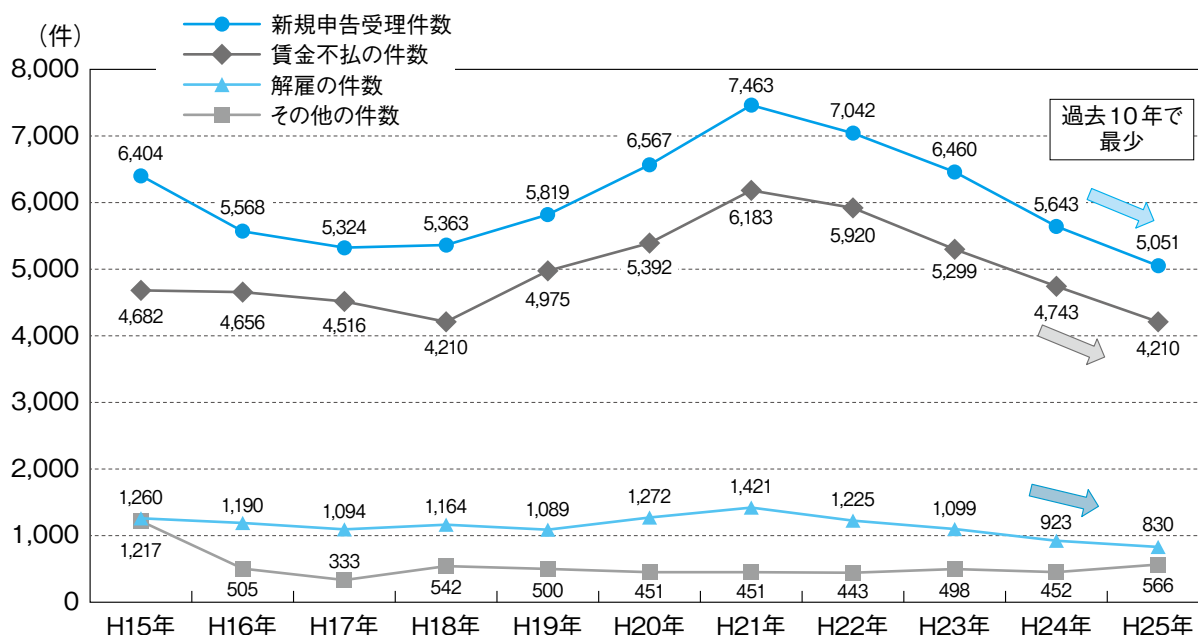
3 業種別件数 ①商業 1,232件 ②接客・娯楽業 1,031件 ③その他の事業 938件
⇒業種別件数の詳細 【グラフ2】参照

【今後の対応】

申告事案については、労働関係の基本的ルールを定めた労働基準法等に違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めているものであることから、引き続き、申告・相談者が置かれた状況に配慮の上、懇切・丁寧な対応に留意し、迅速・的確に処理を行うとともに、指導に従わず是正を行わない事業主に対しては送検手続をとるなど厳正に対処する。

（注）「申告」とは、労働者から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令に係る違反事実の通告がなされることをいい、同通告を受けた労働基準監督機関は、事業場への臨検等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には、事業主にその是正を勧告し、改善させることにより労働者の救済を図ることをいう。

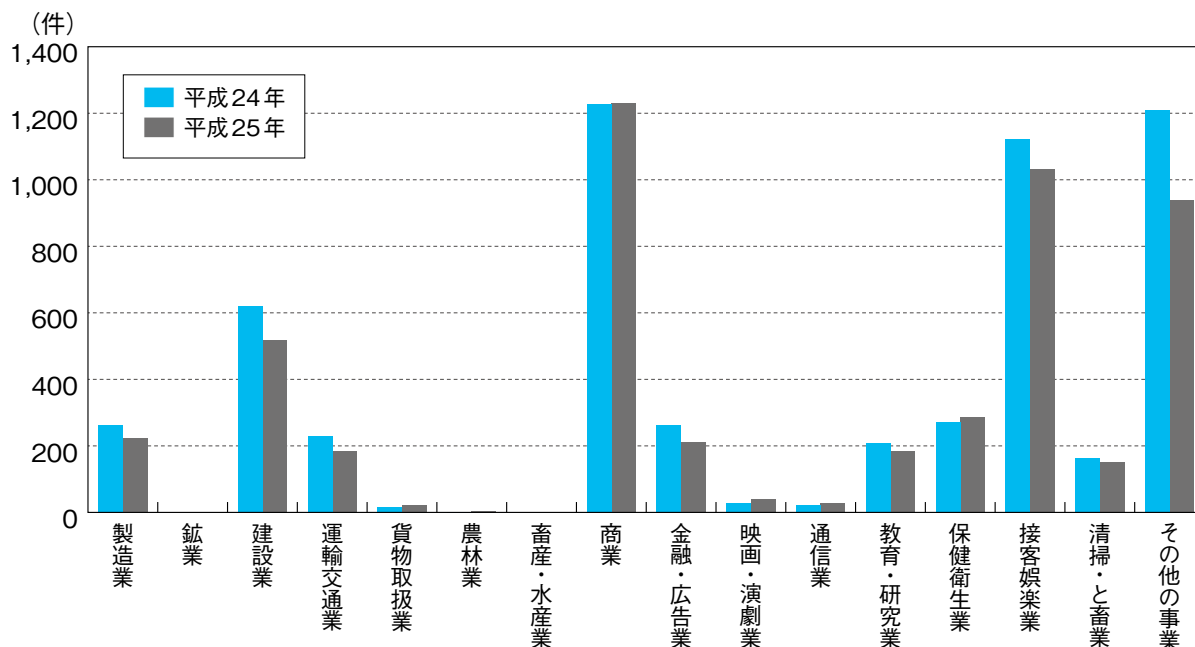
【グラフ1】新規申告受理件数の推移



平成25年の申告受理件数は5,051件（対前年比592件減、▲10.5%）であり、過去10年で最少となっている。申告受理件数を申告事項別にみると、賃金不払に係る申告が4,210件（対前年比533件減、▲11.2%）解雇に係る申告が830件（対前年比83件減、▲10.1%）となっており、賃金不払・解雇で全体の90%を占めている。

その他の事項としては、労働条件が明示されなかった、就業規則が周知されていない、時間給が東京都定められている最低賃金を下回ったものなどがある。

【グラフ2】業種別申告受理件数



申告受理件数が多い業種は、

- ① 商業 1,232件
- ② 接客・娯楽業 1,031件
- ③ その他の事業（事務所等） 938件

の順であった。

これらの業種は小規模事業場が多く、労働基準関係法令の不知に起因する同法令違反も認められることから、小規模事業場を多く含む団体等に対する集団指導や各種会合等の機会をとらえて、同法令周知を図ることとしている。

～申告を端緒とする平成25年の送検事例～

最低賃金法違反容疑で書類送検（平成25年5月）

中央労働基準監督署は、弁当販売業を営む個人事業主を最低賃金法違反の容疑で、平成25年5月13日、東京地方検察庁に書類送検した。

【事件の概要】

被疑者は、東京都千代田区内において、個人で弁当販売業を営んでいた者である。

平成22年以降、複数の労働者から中央労働基準監督署に対し、「賃金が不払となっている」との申告がなされたことから、中央労働基準監督署において、その都度事実関係を確認の上、被疑者に対し法違反を是正するよう文書での勧告等を繰り返し行ってきたが、いずれも是正されることなかったことから、捜査に着手した。

捜査の結果、被疑者は、平成23年5月21日から同年6月2日までの賃金について、所定支払日である同年6月30日に支払わず、もってこの間に適用される東京都最低賃金額である1時間当たり821円以上の賃金額を支払わなければならないのに支払わなかったことが判明した。

次世代法に基づく行動計画策定説明会

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する従業員が101人以上の企業に「一般事業主行動計画」の策定・届出等を義務づけています。

そこで、次世代法の内容をご理解いただき、法に沿った行動計画策定・届出を行っていただくよう説明会と個別相談会を開催します。参加は無料です。

なお、平成26年4月23日に改正次世代法が公布され、法律の有効期限が平成37年3月31日までに延長されました！

そのため、従業員が101人以上の企業におきましては、平成37年3月31日まで、行動計画の策定・届出を行っていただく義務が生じます。

「行動計画の作り方を忘れてしまった」「届出をどのようにすればいいのかわかっている」という企業もぜひご参加ください。

- と き**
- 第1回 平成26年7月15日(火) 9:30～11:30
 - 第2回 平成26年7月15日(火) 13:00～15:00
 - 第3回 平成26年8月22日(金) 10:00～12:00
 - 第4回 平成26年8月22日(金) 13:30～15:30

- と ころ**
- 九段第3合同庁舎11階 共用第1-1・1-2・1-3会議室
 東京都千代田区九段南1-2-1
 TEL 03-6893-1100
 交通機関 ・ 地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線・東西線 九段下駅(6番出口)下車徒歩5分

- 対 象** 労働者を101人以上雇用する事業主等

- 主 催** 東京労働局(千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎)

- 内 容**
- ★改正次世代法の概要 20分
 - ★行動計画の策定・届出について 60分
 - ★個別相談 40分
- ※なお、改正次世代法の関係する省令・指針は今後定められる予定です。今回の説明会では改正次世代法の概要のみの説明となりますので、ご了承ください。
- ※省令・指針が定められ次第、改正次世代法セミナーを開催する予定です。

- お申し込み** 参加申込書に必要事項をご記入の上、ファクシミリで下記までお申し込みください。
 定員になり次第(各回とも250名)、締め切らせていただきます。
 (定員に達した場合はご連絡いたします。申込者への参加票はお送りいたしませんので、当日、会場へお越しください。)

申込先FAX番号 03-3512-1555

★FAX番号はお間違えのないようご確認のうえ、送信してください。

- 問い合わせ** 東京労働局雇用均等室 電話 03-6893-1100

～ 参加申込書 ～

宛先：東京労働局雇用均等室あて FAX 03-3512-1555

会社名及び参加者氏名			(企業規模) 人
連絡先(電話)			
希望回(希望する回に○をつけてください)	第1回(7/15 9:30開始) 第3回(8/22 10:00開始)	第2回(7/15 13:00開始) 第4回(8/22 13:30開始)	
	個別相談希望	有 ・ 無	

お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。

最近の雇用失業情勢

※窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は118,456人で前年同月比10.9%増と50ヶ月連続で前年同月比を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は322,005人で前年同月比12.2%増と、48ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は62,781人で前年同月比4.5%減と32ヶ月連続で前年同月を下回った。また、月間有効求職者数（原数値）は220,457人で前年同月比8.1%減と、44ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は13,471件で前年同月比1.5%減となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は8,082件で前年同月比0.4%減、パートは5,389件で前年同月比3.1%減となった。

東京の企業倒産状況（㈱東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、171件（前年同月比5.5%減）。業種別件数では、サービス業（31件）、卸売業（30件）、建設業（24件）の順となった。

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
23年度	1.11	1.46	4.69	0.68	0.88	2.73	149,287	200,921
24年度	1.32	1.90	7.23	0.82	1.13	4.02	150,775	203,223
25年度	1.53	2.32	9.80	0.97	1.40	5.38	150,132	200,675
26年4月	1.64	2.43	9.46	1.08	1.53	5.92	13,471	18,281

注意）1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《26年4月》

2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

平成26年度募集！

若者を採用したい事業主必見！

若者応援企業を宣言しませんか？

若者応援企業とは？

※若者の採用・育成に積極的で、一定の基準をクリアし、通常の求人よりも詳細な企業情報や採用情報を公開する企業が「若者応援企業」を宣言。

※ハローワークや労働局が「若者応援企業」を求職者等へPRし、若者と若者応援企業のマッチングを積極的に支援していきます！

若者応援企業になると、こんなにイイコトが！

- メリット 1 若者応援企業限定イベントに参加できる！（面接会など）
- メリット 2 ハローワークでPR！
- メリット 3 労働局ホームページに企業情報を常に掲載！

若者応援企業を宣言するには・・・

- ステップ 1 宣言基準を確認
 - ※若者を積極的に正社員として採用・育成している。
 - ※労働関係法令違反をしていない。
 - ※新規学卒者に対する採用内定取消を行っていない。
 - ※就職関連情報（有休取得状況等）を開示している。
 - ※事業主都合による解雇、退職勧奨を行っていない。
 - ※各種助成金の不支給措置を受けていない。
- ステップ 2 ハローワークに「宣言書」「PRシート」「対象となる求人」の3点を提出
 - ※「宣言書」と「PRシート」は、東京労働局ホームページからダウンロードしてください
- ステップ 3 ハローワークの確認を経て登録されます！

詳しくは東京労働局ホームページをご覧ください！

障害者の就職件数5,916件、3年連続で過去最高を更新!!

～平成25年度都内ハローワークにおける障害者の職業紹介状況について～

- 就職件数は前年度に比べ14.6%増加の5,916件となり、3年連続で過去最高を更新しました。
- 障害種別では、特に精神障害者の就職件数が、前年度比28.7%増と大きく伸びています。

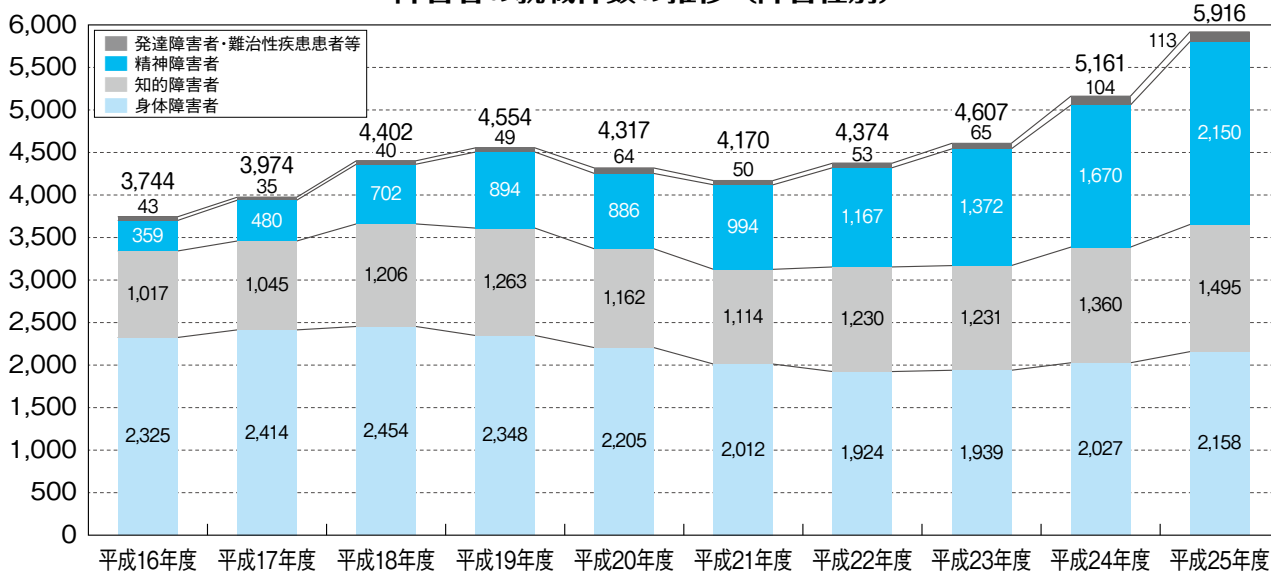
平成25年度に東京都内ハローワークを通じて就職した障害者の就職件数は、平成24年度の5,161件から大きく伸び、5,916件（対前年度比14.6%増）と3年連続で過去最高を更新しました。

就職件数は全ての障害種別で増加していますが、特に精神障害者については、都内ハローワークが地域の就労支援機関等と連携した就労支援を実施するとともに、事業主に対して、精神障害者の雇用管理等に関する障害者雇用促進セミナーを開催するなど、精神障害者の雇用促進に努めたことから、前年度と比較して就職件数が28.7%増と大きく伸びています。

就職件数の障害種別の構成比は、身体障害者が36.5%（前年度構成比39.9%）、知的障害者が25.3%（26.3%）、精神障害者が36.4%（32.4%）、発達障害者・難治性疾患患者等が1.9%（2.0%）となり、精神障害者の構成比も伸びています。

東京労働局及び都内ハローワークでは、障害者の法定雇用率が平成25年4月1日より引き上げられていることから、引き続き、事業主に対する指導・支援の徹底と各種支援措置の活用や関係機関との連携を強化し、ひとりでも多くの障害者が就職できるよう努めています。

障害者の就職件数の推移（障害種別）



障害者職業紹介取扱状況（障害種別）

項目	新規求職者数					就職件数				
	総数	身体	知的	精神	発達・難病等	総数	身体	知的	精神	発達・難病等
平成20年度	13,612	7,540	2,426	3,455	191	4,317	2,205	1,162	886	64
平成21年度	15,049	7,813	2,712	4,294	230	4,170	2,012	1,114	994	50
平成22年度	16,029	7,857	2,829	5,052	291	4,374	1,924	1,230	1,167	53
平成23年度	17,081	8,124	2,885	5,682	390	4,607	1,939	1,231	1,372	65
平成24年度	19,097	8,386	3,375	6,803	533	5,161	2,027	1,360	1,670	104
平成25年度	18,884	7,736	3,229	7,317	602	5,916	2,158	1,495	2,150	113
対前年度比	▲1.1	▲7.8	▲4.3	7.6	12.9	14.6	6.5	9.9	28.7	8.7

平成25年の労働災害発生状況を公表

～死亡災害、死傷災害、重大災害の発生件数が、4年ぶりにいずれも前年を下回る～

厚生労働省は5月16日、平成25年の「労働災害発生状況」を取りまとめ公表しました。

平成25年は、死亡災害、死傷災害、重大災害の発生件数が、4年ぶりにいずれも前年を下回りました。また、死亡災害は2年ぶり、死傷災害、重大災害は4年ぶりの減少となりました。

厚生労働省では、昨年度から労働災害減少に向けて重点的に取り組む「第12次労働災害防止計画」をスタートさせました。これを踏まえて、引き続き、製造業や第3次産業といった重点業種への対策、化学物質対策や腰痛対策といった健康確保・職業性疾病対策など、労働災害防止対策の強化を推進していきます。

また、全国安全週間（7月1日～7日）とその準備月間（6月1日～30日）では、厚生労働省、都道府県労働局から事業場に対して、積極的な労働災害防止活動の実施を働きかけます。

【平成25年 労働災害発生状況の概要】

1 死亡災害発生状況 ※1

労働災害による死亡者数は1,030人で、平成24年の1,093人に比べ63人（5.8%）減と2年ぶりに減少した。死亡者数が多い業種は、建設業：342人（前年比25人・6.8%減）、第3次産業：282人（同15人・5.1%減）、製造業：201人（同2人・1.0%増）。

2 死傷災害発生状況 ※2

労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上）は118,157人で、平成24年の119,576人に比べ1,419人（1.2%）減と4年ぶりの減少となった。

死傷者数が多い業種は、第3次産業：51,420人（前年比430人・0.8%減）、製造業：27,077人（同1,214人・4.3%減）、建設業：17,189人（同116人・0.7%増）ま

た、死傷者数の増加が多い業種は、陸上貨物運送事業：356人（2.6%）増、建設業：116人（0.7%）増、交通運輸業：72人（2.3%）増。

3 重大災害発生状況 ※3

一度に3人以上が被災する重大災害は244件で、4年ぶりの減少となった。死傷者数では、特に製造業、交通運輸業、建設業で大きな減少が見られた。

4 事故の型別による死亡災害・死傷災害発生状況

(1) 死亡災害

建設現場の足場などからの「墜落・転落」による災害が266人、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が132人と、この2つで全体の4割を占める。そのうち、「墜落・転落」は過半数が建設業で発生、「はさまれ・巻き込まれ」の約半数が製造業で発生している。

(2) 死傷災害

最も多いのは、つまずきなどによる「転倒」が25,878人、続いて足場などからの「墜落・転落」が20,182人、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が15,276人となり、これらの合計が61,336人と全体の過半数を占める。

※1 死亡災害報告をもとに死亡者数を集計

※2 労働者死傷病報告書をもとに死傷者数を集計

※3 重大災害報告をもとに一度に3人以上の労働者が業務上死傷または病気にかかった災害件数を集計

なお、これらの件数に通勤中に発生した災害の件数は含まない。

詳細は【厚生労働省ホームページ】→【報道・広報】→【報道発表資料】→【2014年5月】→【5月16日】をご覧ください。

平成26年6月1日から 改正「石綿障害予防規則」が施行されます

平成26年6月1日から、改正「石綿障害予防規則」が施行されます。

石綿は、その粉じんを吸入することにより肺がん、中皮腫などを引き起こすおそれがあります。特に、建材として使われていることが多いため、建築物の解体工事などでは、一層の石綿ばく露防止対策が必要となります。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、吹き付け石綿の除去についての措置、石綿を含む保温材や耐火被覆材などの取り扱いに関する規制を強化することとしました。

建築物の解体などでの石綿の除去や、封じ込め・囲い込みの作業を行う事業主、発注者の皆さまは、改正規則に基づき、労働者のばく露防止に向けた対策を取っていただくようお願いします。

改正の概要

■吹き付けられた石綿の除去などについての措置

集じん・排気措置 →排気口からの石綿漏えいの有無の点検が必要になります。

作業場所の前室 →洗身室と更衣室の併設、負圧状態の点検が必要になります。

■石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置

損傷や劣化などで石綿粉じん発散のおそれがある場合 →建材の除去、封じ込めや囲い込みが必要になります。

封じ込め、囲い込みの作業では、隔離措置や特別教育、作業計画の策定が必要になります。

詳細は、当協会ホームページ→「労働ニュース」→「平成26年6月1日から改正『石綿障害予防規則』が施行されます」をご覧ください。

第6回 セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止 コンサルタント養成講座・認定試験

(公財)21世紀職業財団では、2009年度からセクハラ・パワハラ防止のための教育・研修を行うことのできる人材を養成するために、ハラスメントの背景・現状や関係法、判例、相談対応などを学ぶ講座を開設するとともに、その知識のレベルを問う試験を実施し、合格された方を『セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止コンサルタント』として認定・登録する事業を実施しています。

現在、認定コンサルタントは300人を超え、企業内外で、ハラスメント防止の研修、勉強会の講演活動、相談窓口業務、就業規則へのハラスメント防止規定の導入、相談体制の整備など多岐に渡り積極的に活動されています。

2014年度においては、東京及び大阪において、「第6回セクハラ・パワハラ防止コンサルタント養成講座及びセクハラ・パワハラ防止コンサルタント認定試験」を次のとおり実施しますので、是非ご参加下さい。

第6回 セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止コンサルタント養成講座

1. 日 程 (東京) 2014年9月13日(土) 10:00～17:00 9月14日(日) 9:00～16:10 (2日間)
(大阪) 2014年9月6日(土) 10:00～16:50 9月7日(日) 9:45～16:50 (2日間)
2. 会 場 (東京) KFC会議室(東京都墨田区横綱1-6-1)
(大阪) 国民會館中ホール(大阪府中央区大手前2-1-2)
3. 受講料 一般 70,000円(消費税込) 賛助会員 63,000円(消費税込)
4. 定 員 各120名(申込先着順。定員に達し次第受付を締切ります。)
5. 申込方法 財団ホームページ <http://www.jiwe.or.jp> 内申込専用サイト(2014年7月1日オープン予定)からお申込み下さい。電話・FAX・郵便等によるお申込みはできません。
申込受付期間 2014年7月1日(火)正午～8月8日(金)正午
6. 内 容

テーマ及び講師				
セクハラ・パワハラ の 背景	労働法	ハラスメントについて	裁判例解説	カウンセリングと メンタルヘルス
(公財)21世紀職業財団 特任講師 (公財)日本生産性本部 参事 北浦 正行氏	(公財)21世紀職業財団 特任講師 TMI総合法律事務所 顧問弁護士 北井 久美子氏 (公財)21世紀職業財団 特任講師 社会保険労務士 産業カウンセラー 高橋 健氏	(公財)21世紀職業財団 客員講師 産業カウンセラー 中崎 郁子氏	東京ゆまにて法律事務所 弁護士 井口 博氏	(公財)21世紀職業財団 特任講師 文教大学 人間科学部教授 京都大学大学院客員准教授 臨床心理士 布柴 靖枝氏

第6回 セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止コンサルタント認定試験

1. 日 程 2014年10月26日(日) 13:00～17:00(予定)
2. 会 場 (東京) マツダホール(東京都中央区八丁堀1-10-7)
(大阪) 国民會館大ホール(大阪府中央区大手前2-1-2)
3. 受講料 10,000円(消費税込)
4. 受験資格 次のいずれかに該当する方
①企業内で人事・労務管理経験5年以上の方 ②社会保険労務士 ③産業カウンセラー
④第4回(2012年度実施)、第5回(2013年度実施)又は第6回養成講座の受講修了者
※試験合格後の認定登録の際に受験資格を証明する書類を提出していただきます。
5. 申込方法 財団ホームページ <http://www.jiwe.or.jp> 内申込専用サイト(2014年7月1日オープン予定)からお申込み下さい。電話・FAX・郵便等によるお申込みはできません。
申込受付期間 2014年7月1日(火)正午～9月26日(金)正午
6. 試験内容 筆記試験(択一式及び記述式) 試験範囲は養成講座の講義範囲です。
7. 合格発表 2014年12月下旬予定

コラム

マリー・ルーゼ・カシュニッツ 著
西川賢一 訳

カシュニッツ

短編集『六月半ばの真昼どき』

(メルクマール)



いのち・シリーズ 68

ドイツの女流作家による20の短編小説を収録したもの。

そのうちの1篇を紹介するが、あくまでも作家による「寓話」であって、「旧約聖書創世記」とは無縁のものであることをお忘れなく。

二重カギかっこは著書からの引用である。

『アダムとエヴァ』

アダムとエヴァは楽園から追放されて出ていった。安楽の暮らしは遠い夢になり、苦しい日常生活をおくることになる。

二人は、長い間の楽園での暮らしを思い出して、『生命の泉』をまねて井戸を掘ったりした。

ところがアダムは、ある日、自分にも『死』がやってくると自覚することになる。動物の群れの一頭が突然倒れて死ぬのを見たからである。その日から、『目はきかないし、手先はおぼつかない。耳も遠く』なる。『壊れやすい器が手から滑り落ち』、『死』が近いのではないかと考えはじめ、ついに不眠になってしまう。

子供に無視されるようになり、もっと『敬意をはらわれて然るべき』ではないかと思いつめるようになる。

これに対し妻のエヴァは、『なんでもかんでもふさぎのせいにして片づけたがった』。

自分の命が永くはないと悟ったアダムは、『あたりを徘徊し』、『居ても立ってもいられない焦燥を覚え』る。

また、アダムにとって『エヴァの関心を占める唯一の男』であり、『彼が生涯で彼女から知ったのは、愛とやさしさ以外になかった』というのに、エヴァの気は『現世』にある、妻は『子供のがわについている』のである。老後の「生」を十分に謳歌しているともいえるのである。

§

ある夜のことアダムは、エヴァにも死は訪れることを教えようとした。エヴァは、『大したお知らせね』とエヴァはひやかすように言った。『そんなことなら、とっくに知ってましたよ。』『おれたちはどうなるんだ』、アダムはそういうと頭をかかえてしまった。

「あたしたちはずっといっしょ」とエヴァが言った。「また二人で楽園に戻るのよ」。そうして彼女はアダムのうなじに腕をさしのべ、やさしさのこもる眼ざしで顔をのぞきこんだ。

「それじゃ、楽園はまだあるっていうのか」、アダムはびっくりしてたずねた。

「そうよ」

「どうしてそんなことがわかる」、アダムはまだぶつぶつ言っていた。

「あなたに葡萄を持ってきてあげたでしょ、あれはどこで手に入れたと思う？」とエヴァはきいた。

「まっかなユリの球根はどこで見つけたと思う？」

「いったいどこから見つけてきたんだ」

「天使たちがね、囲壁ごしに投げてよこしたの」とエヴァは答えた。「二人で行って、あたしが、天使たちを呼ぶでしょ、ならもうあたしに門をあけてくれるにきまつてるじゃない」。

ずっと昔のおぼろげな記憶がよみがえってきて、アダムはゆっくり首を振った。「でも、おまえだけじゃないか」と彼は言った。しかしそのあとで彼は笑いはじめた。じつに久しぶりに、からからと心から笑ったのである』。

おわりに

バラや百合——それは、古代からヨーロッパでは愛や清純の象徴であったが、すべてそれは自分が与えてきたという自信。人生における最大の出来事たる「死」を知って苦悩の淵に沈むアダムなのに、エヴァは平然でおられる勇氣。さらには、追放され忍耐を強いられる身でありながら、昂然と再び楽園に戻ると言い切る、神をもおそれぬ言動など、洋の東西を問わずオンナは偉大な存在なのだ、女流作家に教えられた。
藤枝 丞（藤枝事務所主宰）

平成26年度「定期総会」開催される

5月23日(金)午後4時から東京プリンスホテル「サンフラワーホール」において、会員多数ご出席のもと平成26年度定期総会が開催されました。山内啓三郎会長の、長時間労働による健康障害の防止・労働災害の減少等に向けて会員・地域の役に立つ協会運営を薦めたいとの挨拶に続き、25年度財務諸表承認の件、理事及び監事補充の件、労働保険事務組合事務処理規約改正の件が審議、承認されました。また、25年度事業報告・公益目的支出計画、26年度事業計画・収支予算書、その他事項(地区協会組織統合関係)の報告がなされました(新役員名簿及び財務諸表(抄)は別表のとおり)。ご来賓の中山篤三田労働基準監督署長様から、労基署の各分野における相談等の状況や労働関係法令改正、労働基準行政の重点課題、とくにSafe Work TOKYOをキャッチフレーズとした第12次労働災害防止計画の目標達成に向けた取組についてのご説明と、行政推進に向け会員の皆様のご理解ご協力を頂きたいとご祝辞をいただき、総会は無事終了しました。

引き続き懇親会に移り、ご来賓の東京労働局西岸局長様、港区武井雅昭区長様、中山署長様、堀口茂俊品川公共職業安定所長様から、それぞれに港区に働く100万人の方々の労働環境を高め、より良いワークライフバランスのために会員各位のお力添えをいただきたいとのご祝辞をいただきました。東京労働基準協会連合会岩田俊勝専務理事様、建設業労働災害防止協会東京支部港分会山本三里分会長様のご紹介の後、青野元治副会長のご発声で賑やかに乾杯が行われました。東京労働局から八藤後紀明労災補償課長様、三田労働基準監督署から岩出順一管理次長様、河村直子第1方面主任監督官様、津守一史第2方面主任監督官様、寺門健一安全衛生課長様、梅沢奈緒樹労災第1課長様、有村公德労災第2課長様、品川公共職業安定所から原澤信子管理部長様、高橋敦職業相談部長様、萩原廣政雇用開発部長様にもご参加をいただき、名刺交換やごやかな歓談で盛り上がり、橋場義雄副会長の3本締めで楽しくお開きとなりました。



総会全景



総会雑壇



懇親会全景



会長挨拶(総会)



西岸局長様ご祝辞(懇親会)



中山署長様ご祝辞(懇親会)



武井区長様ご祝辞(懇親会)



堀口所長様ご祝辞(懇親会)

写真撮影は東京シップサービス㈱の池田様にご協力いただきました。

一般社団法人三田労働基準協会 役員名簿

役員名	氏名	所属事業場名	役員名	氏名	所属事業場名
顧問	富田 渡	渡辺興業(株)	理事	志賀 正康	NECフィールディング(株)
顧問	山田 豊造	山田倉庫(株)	理事	林 宏至	総合警備保障(株)
会長代表理事	山内 啓三郎	日本精米製油(株)	理事	鈴木 孝士	東洋水産(株)
副会長理事	橋場 義雄	橋場(株)	理事	吉倉 秀樹	(株)安藤・間
副会長理事	青野 元治	(株)小糸製作所	理事	永田 賢了	鹿島建設(株) 東京建築支店
副会長理事	京谷 尚樹	東京定温冷蔵(株)	理事	垣見 俊之	伊藤忠商事(株)
理事	柴本 守人	(株)サンリツ	理事	犬窪 克也	(株)電通
理事	山田 真子	山田倉庫(株)	専務理事事務局長	小林 敏郎	(一社)三田労働基準協会
理事	菅原 伸五	京浜急行電鉄(株)	監事	橘 新治	芝信用金庫
理事	高橋 亨	日本電気(株)	監事	麴谷 健一	(株)田町ビル
理事	谷 正文	(株)精美堂			

平成25年度正味財産増減計算書《抄》

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
【①会費収入】	18,102,000	18,762,500	△660,500
【②事業収入】	67,920,067	69,024,529	△1,104,462
【③雑収入】	603,036	793,319	△190,283
経常収益計	86,625,103	88,580,348	△1,955,245
(2) 経常費用			
【①事業費】	77,569,806	78,115,008	△545,202
【②管理費】	4,491,664	4,872,887	△381,223
経常費用計	82,061,470	82,987,895	△926,425
当期経常増減額	4,563,633	5,592,453	△1,028,820
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	5,851,000	6,023,000	△172,000
当期一般正味財産増減額	△1,287,367	△430,547	△856,820
一般正味財産期首残高	246,970,604	247,401,151	△430,547
一般正味財産期末残高	245,683,237	246,970,604	△1,287,367
II 正味財産期末残高	245,683,237	246,970,604	△1,287,367

平成26年度収支予算書《抄》

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
【①会費収入】	18,115,000	18,280,000	△165,000
【②事業収入】	70,401,000	68,938,000	1,463,000
【③雑収入】	496,300	752,300	△256,000
経常収益計	89,012,300	87,970,300	1,042,000
(2) 経常費用			
【①事業費】	77,583,000	77,453,000	130,000
【②管理費】	4,548,500	4,961,000	△412,500
経常費用計	82,131,500	82,414,000	△282,500
当期経常増減額	6,880,800	5,556,300	1,324,500
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	6,900,000	5,520,000	1,380,000
当期一般正味財産増減額	△19,200	36,300	△55,500

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

入会日	事業場名	所在地	電話	業種
4月7日	大同信号(株)	港区新橋6-17-19	03-3438-4111	製造業
4月11日	社会福祉法人 明老会	小笠原村父島字奥村 小笠原地域福祉センター内	04998-2-3911	老人福祉
4月16日	成和リニューアルワークス(株)	港区六本木1-6-1	03-3568-8552	建設業
5月12日	(株)メトロ	港区芝浦4-6-8	03-5484-1020	情報サービス業
5月20日	日通商事(株)	港区海岸1-14-22	03-6734-8821	卸売・小売業

平成26年度出張試験は9月20日(土)

平成26年度労働安全衛生法に基づく免許試験出張特別試験は9月20日(土)早稲田大学早稲田キャンパスで行われます。当協会では出張特別試験に向け、衛生管理者受験準備講習を下記により開催します。ぜひこの機会をご利用ください。

なお、受験申請書提出期間は7月1日(火)～14日(月)です。

【衛生管理者受験準備講習会(第2回)】日程：第1種は7月1日(火)～3日(木)

第2種は7月1日(火)～2日(水)

会場：三田労働基準協会 1階研修センター

【衛生管理者受験準備講習会(第3回)】日程：第1種は8月19日(火)～21日(木)

第2種は8月19日(火)～20日(水)

会場：三田労働基準協会 1階研修センター

*詳細・申込書は三田労働基準協会ホームページ「講習会のご案内」からどうぞ

講習会のご報告

4・5月に実施した講習会からご紹介します。

1.「新入社員等安全衛生教育講習会」

4月18日(金)産業安全会館8階大会議室において、(一社)白崎労務安全メンタルセンター代表理事白崎淳一郎氏を講師に標記講習会を開催しました。本講習会は、当協会が三田労働基準監督署の後援を得て、新入社員に対し職場の安全衛生の基本について講習会を行っているものです(無料講習会、資料実費)。

三田労基署寺門安全衛生課長による講話「職場の安全衛生の基本」では、死傷災害統計や労災事故の実例を紹介し、定年まで元気に働き続けられる状態を継続するには危険のない安全で快適な職場にすることが大切とお話がありました。引き続き、白崎講師から「新しく職場に入って」と題した講義で、「働くこととは・安全の意義・労働者の措置義務・5S・心と体の健康保持増進・セクハラ防止・職場のマナー・企業が求める社会人の基礎力」など多岐にわたるテーマでお話が進められました。受講者の間を歩きながらの情熱あふれる講義に、新入社員の皆さんは元気かつ熱心に耳を傾けていました。

本講習会は毎年受講希望者が多く、今年も満席のため多数の方々をお断りしましたことをお詫び申し上げます。

2.「平成26年度三田労働基準監督署行政運営方針の説明及び人事労務管理のポイントと実務」

4月22日(火)産業安全会館8階大会議室において、第1部「行政運営方針の説明」は三田労働基準監督署岩出順一次長を講師に、第2部「人事労務管理の基本と実務」は労働新聞社長谷川央相談室長を講師に迎え、標記講習会(無料講習会)を開催しました。

第1部では、東京労働局が掲げている3つの最重点目標、①ハローワークが中心となって、労働市場全体のマッチング機能の強化に努めます、②安心で希望が持てる職場を目指し、労働条件確保改善、労働災害防止等に取り組みます、③女性が能力を発揮し、男女とも育児等と両立しつつ活躍できる職場環境をつくりま

す、について説明がありました。さらに、労働基準分野における重点対策である②について、ブラック企業対策や12次防の推進により労働者の安全と健康確保に努めるとお話がありました。

第2部では、労働新聞社提供の「社員とのトラブルを防ぐ人事労務の基本」をテキストに、採用から昇進・昇格・解雇・退職などの人事労務管理の基本について、法令や判例などからの説明も加え、わかりやすい解説がありました。閉会後も受講者の質問に答えていただき有意義な実務研修となりました。

講習会のご案内

■ 三田労働基準協会企画講習会からご紹介します。

● 「企業の人事労務管理の実務的対応」 — 人事労務担当者のための — 〈2回連続講座〉

(7月9日(水)・7月16日(水))

労働関係の弁護士として第一人者である安西愈先生に、2回にわたり人事労務管理に関わる者が知っておかなければならない実務対応のポイント、また、本年度に予定される労働関係法改正の動向について解説いただきます。

* 今後の講習会予定については三田労働基準協会ホームページ「講習会のご案内」を参照ください。

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

中災防創立50周年
第73回

2014
in 広島

全国産業安全衛生大会

安全と健康を守る
これからの人づくり

開催期間 10月22日(水) → 10月24日(金)

会場 総合集会 10月22日
広島県立総合体育館
(グリーンアリーナ)
分科会 10月23日・24日
広島国際会議場、広島市文化交流会館ほか

特別講演
「よこびを力に…
～諦めない心の育て方～」
元マラソンランナー
有森 裕子

同時開催

緑十字展 2014 in 広島
～働く人の安心づくりフェア～

特別企画
安全衛生保護具体験道場、
震災対策展ほか

期間 10月22日～24日

会場 広島県立広島産業会館



主催：中央労働災害防止協会 協力：(公社)広島県労働基準協会
後援：厚生労働省、経済産業省、環境省、警察庁、広島県、広島市、ILO駐日事務所、
広島県経営者協会、広島商工会議所、広島県中小企業団体中央会、広島県商工会連合会
協賛：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

JISHA 中災防
お問合せ先

中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課
TEL 03-3452-6402 <http://www.jisha.or.jp/>

みなとみた 平成 26 年 6 月号 平成 26 年 6 月 15 日発行(年 6 回発行) 第 18 巻第 4 号通巻第 104 号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル
TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

[編集協力] 労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル
TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

参加費
無料

第11回 東京産業 安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2014

平成26年
日時 **7月3日** 土
午後1時30分
午後5時00分

場所 **一ツ橋ホール**
東京都千代田区一ツ橋 2-6-2

第一部 安全衛生表彰

第二部 特別講演

「**ヒューマンエラーの人間工学的対策**
～現場で生かす産業保健人間工学の知恵と技～」

一般財団法人日本予防医学協会 理事長 **神代 雅晴**

事例発表（安全）

（仮称）「**わが社の安全衛生活動について**
～安全意識高揚と安全衛生活動の活性化～」

株式会社東芝 青梅事業所 総務部 総務安全担当 **小山 惣司**

事例発表（労働衛生）

「**日本化薬の衛生活動について**

日本化薬株式会社 生産技術本部 環境安全推進部 安全衛生担当 参事 **宮崎 卓也**

第12次労働災害防止計画推進中



主催：東京労働局 各労働基準監督署（支署）
公益社団法人東京労働基準協会連合会 各地区労働基準協会
協賛：東京経営者協会 日本労働組合総連合会東京都連合会 建設業労働災害防止協会東京支部 陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部 林業木材製造業労働災害防止協会東京支部 (一社)日本ボイラ協会東京支部
(一社)日本クレーン協会東京支部 (公社)ボイラ・クレーン安全協会東京事務所 (公社)建設荷役車両安全技術協会東京支部 東京産業保健総合支援センター
後援：東京都 特別区長会 東京都市長会 東京都町村会